

※本手続きでの「4月1日」や「3月末」とは、直近の4月1日や3月末のことを指します。

(例)

- ・いまが4月中である場合
→直前に到来した4月1日、3月末。
- ・いまが3月中である場合
→次に到来する4月1日、3月末。

児童手当受給者各位

児童手当「3人目以降のお子さまの手当増額」手続きのご案内

児童手当では、0歳～18歳年度末の子のうち3人目以降の手当が増額となります。また、19歳年度～22歳年度末の子は人数カウント対象のため、3人目以降の手当金額に影響します。

1. 手続きが必要な方

4月1日時点で3人目以降の手当増額を受けることができること(※)
に加えて、下記3つのうち1つ以上に当てはまるお子さまがいる方。

※0歳～22歳年度を3人以上＆0歳～18歳年度1人以上を、養育し生計費負担していること。

- ① 3月末で高校生年代(18歳年度)終了 ② 3月末で短大・専門学校等を卒業
③ 3月末で状況(住所・職業等)が変更＆19歳～21歳年度終了(例 無職→有職者 等)

2. 申請内容

- ・「確認書(監護相当・生計費の負担について)」(1.に該当するお子さま全員を記載)
- ・「額改定増員」(1.の①に該当するお子さまがいる場合、その子のみを記載)(※状況により、1.の②・③に該当する子の分も提出依頼する場合があります。)

3. 申請方法・受付期間

- ・申請方法：オンライン(事前に案内を受けている方が対象)・窓口・郵送 のいずれか
- ・受付期間：4月1日～4月16日【必着】(※16日が休日のとき、次の平日が〆切(必着))
※受付期間内の手続きが困難な場合、国指定の救済措置として、3月中に事前申請を行った方は、4月受付〆切が4月中の最終平日(必着)まで延長されます。(計2回の申請が必要)

4. 申請時に用意する書類

- ・[1.に該当するお子さまが「学生」である方(4月1日以降手続きをするとき)]…
子が在学していることがわかる書類(学生証や在学証明書等。※書類がないと手続き不可)
- ・[1.に該当するお子さまが「学生以外」＆「住民票上別世帯」(4月1日以降手続きをするとき)]…
子の生計費を負担していることを説明できる書類(賃貸借契約書・仕送りの振込票・食料等の発送票等。世帯別だが衣食住を共にしているなど、書類はないが面倒をみて生計を負担している場合は、その旨を申請時に記載してください。)

※受付期間内に手続きが完了すると、4月分(6月定例支給分)から増額適用となります。遅れた場合、手当が満額支払われない可能性があります(申請日の翌月分からの増額)。

<手続先> 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所こども保健部こども支援課こども支援係
(市役所防災庁舎2階12番窓口)